

# 概略発注方式（試行）実施要領

制定 令和2年 7月31日 2建総技第249号  
改定 令和5年 4月10日 5建総技第10号

## 1 目的

概略発注方式（試行）（以下、本試行という。）は、契約数量の一部分に関して、率を乗じて積算する事により価格算出の簡素化を目指すものである。

本要領は、本試行における積算の考え方等について定めたものである。

## 2 本試行の適用範囲

以下の条件を満たす工事について、本試行を適用できるものとする。

- (1) 東京都建設局が施行する土木工事
- (2) 車道・路肩部における舗装及び路盤工（以下、「車道舗装工」という。）の施工範囲に関連する  
街きょ・側溝及び集水枡等の構造物工（以下、「排水構造物工」という。）が含まれる工事

## 3 積算対象の工種

本試行を適用する工事において、以下のとおり積算を行う。

$$\begin{array}{rcl} \text{排水構造物工の直接工事費} & = & \text{車道舗装工の直接工事費} \times [\text{率} (\%)] \\ (\text{率 計 上}) & & (\text{対象額}) \end{array}$$

【率 (%)】は30%を基本とする。

ただし、これにより難い場合は別途設定することとする。なお、「排水構造物工の直接工事費」は円止めとし、小数点以下は切り捨てるものとする。

## 4 発注図書

### (1) 当初設計書

当初設計書において、率を乗じる対象となる車道舗装工は、レベル3（工事種別）の形状・寸法欄に「(対象額)」と記載する。また、率を乗じて直接工事費を計上する排水構造物工は、レベル3（工事種別）の形状・寸法欄に「(率計上)」と記載する。

なお、本試行の対象となる排水構造物工は、「登録単価（Fコード）」により一式として計上し、単価登録の際には、名称に「排水構造物工」、規格1欄に「(対象額×30%)」を記載する。

<当初設計書（種別内訳書）及び率による計算の例>

種別・細別・内訳	形状・寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘要
切削オーバーレイ工	(対象額)				(①+②+③) の 金額	
切削オーバーレイ	車道舗装 I-1 型					
□□		◇◇	m2		金額①	
△△		▽▽	m2		金額②	
建設廃材等運搬						
殻運搬（路面切削）	片道○km以下	◇◇	m3		金額③	

種別・細別・内訳	形状・寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘要
排水施設維持工	(率計上)					
排水施設維持						
排水構造物工	(対象額 × 30%)	1	式		(①+②+③) × 率 で算出した金額	

\* ○○（網掛け箇所）は、【率（%）】の値を記載する

## （2）設計図面

設計図面には詳細設計図を用いるものとし、本試行の対象となる排水構造物工に「(参考)」と記載する。

また、図面に以下を記載する。

本図面において概略発注方式（試行）の対象である排水構造物工の数量については、「※」または「○ m(参考)」などと記載している。「※」または「(参考)」と記載のある図示並びに数量は参考扱いとする。なお、見積りについては、一式計上としていることから、発注図書に示す率計上の考え方に基づくものとする。

## （3）参考図

本試行において率を乗じる「対象額」となる直接工事費の算出に必要な車道舗装工の範囲が分かるよう参考図を作成し、当該範囲を着色等により明示する。

また、参考図は契約書第1条にいう設計図書ではないため、図面に以下を記載する。

注) この「参考図」は、入札参加時の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、  
契約書第1条にいう設計図書ではない。  
なお、この「参考図」の有効期限は、この工事の入札日までとする。

## （4）工期

率計上となる工事種別の工期について、概略の施工量より想定される施工日数を適切に計上する。

また、特記仕様書に日数を記載する（（5）特記仕様書 参照）。

## (5) 特記仕様書

特記仕様書には、以下の内容を記載する。

項 目	特 記 仕 様 書 の 記 載 例				
概略発注方式の適用	<p>本工事は、契約数量の一部分に関して、率を乗じて積算する事により価格算出の簡素化を目指す試行工事である。</p> <p>本工事において乗じる率は30%とする。率を乗じて直接工事費を計上する工事（以下、「率計上の工事」という。）は、発注図面に「※」または「（参考）」、工事設計書に「（率計上）」の記載がある工事種別とする。また、率を乗じる対象額は工事設計書に「（対象額）」の記載がある工事種別とする。</p> <p>契約後においては、率計上の工事は監督員の指示に基づき施工すること。なお、率計上の工事の施工内容については、工事完了までに図面及び数量に基づく協議を行い、積上げ計上による変更対応を行うものとする。また、発注図面の「（参考）」と記載がある箇所の数量と実際の施工数量に変更が無かった場合であっても、積上げ計上による変更対応を行うものとする。</p> <p>（1）率により計上する工事種別：排水施設維持工（率計上）</p> <table border="1"><thead><tr><th>施工内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>・街きよ工、集水樹・マンホール工 など ・上記の排水施設維持工に伴う撤去工、作業土工、建設廃材運搬工、建設廃材処理工 など</td></tr></tbody></table> <p>上記工種の施工日数として、○日間を工期に見込んでいる。</p> <p>（2）率を乗じる対象の工事種別：舗装維持工（対象額）</p> <table border="1"><thead><tr><th>施工内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>・切削オーバーレイ工、建設廃材等運搬など</td></tr></tbody></table>	施工内容	・街きよ工、集水樹・マンホール工 など ・上記の排水施設維持工に伴う撤去工、作業土工、建設廃材運搬工、建設廃材処理工 など	施工内容	・切削オーバーレイ工、建設廃材等運搬など
施工内容					
・街きよ工、集水樹・マンホール工 など ・上記の排水施設維持工に伴う撤去工、作業土工、建設廃材運搬工、建設廃材処理工 など					
施工内容					
・切削オーバーレイ工、建設廃材等運搬など					

## 5 入札・契約

入札・契約に際しては、公表資料「入札参加者の皆様へ：「概略発注方式（試行）」の実施について」及び本要領を入札契約手続き時に公表し、入札参加者に本試行の適用について明示すること。

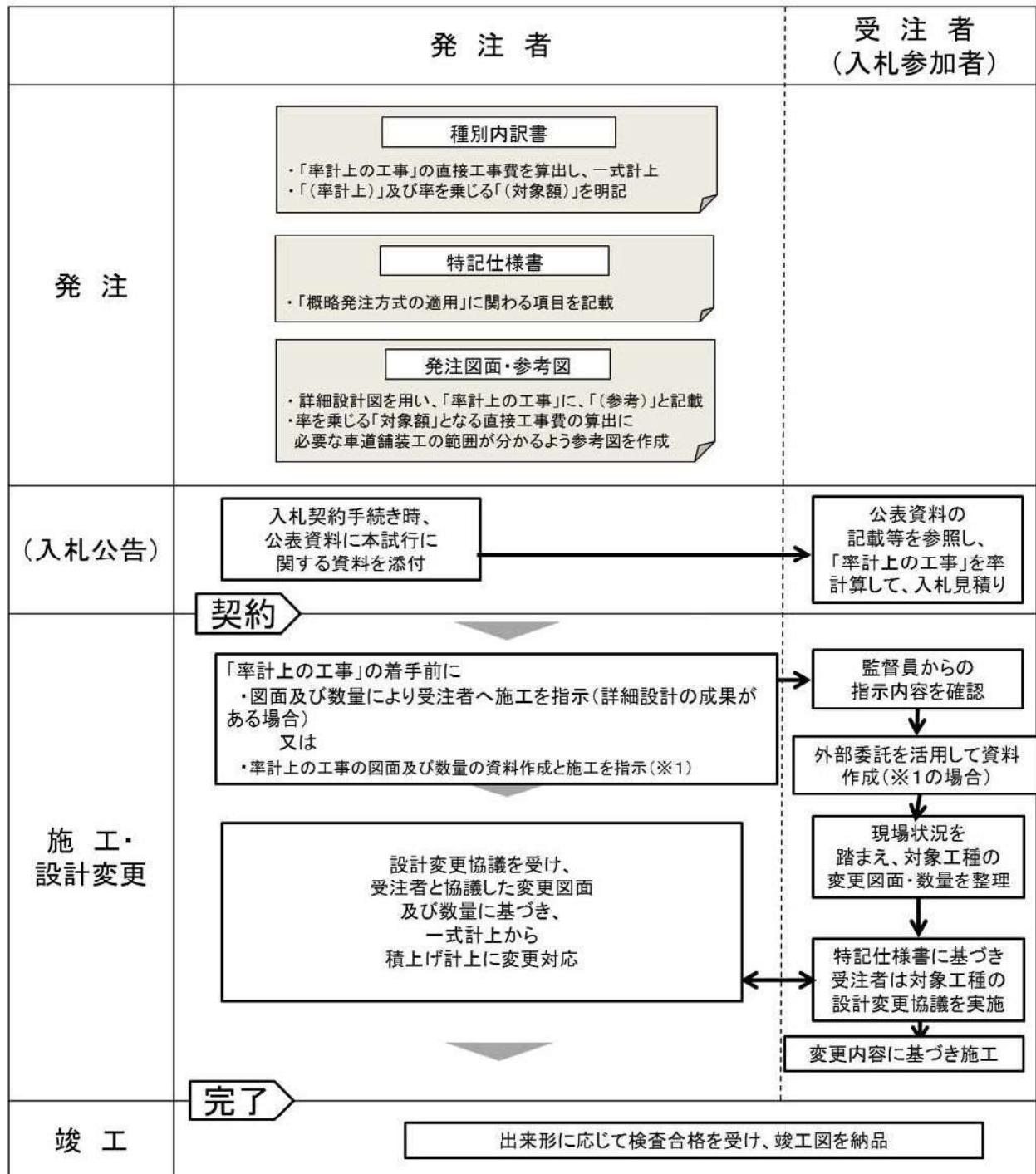
## 6 施工及び設計・契約変更

契約後、監督員は受注者に対し、本試行の率を乗じて直接工事費を計上する排水構造物工（以下、「率計上の工事」という。）について、詳細設計図及び数量計算書に基づき、施工を指示する。受注者は指示に基づき「率計上の工事」を施工する（「7 手続きのフロー」を参照）。

また、「率計上の工事」の施工内容については、工事完了までに図面及び数量に基づく協議を行い、積上げ計上による変更対応を行う。なお、発注図面の「※」及び「（参考）」と記載がある箇所の数量と実際の施工数量に変更が無かった場合であっても、積上げ計上による変更対応を行う。

## 7 手続きのフロー

本試行による設計積算及び工事施行に伴う一連の手続きについて、以下のとおりフローに示す。



## 8 外部委託の活用

「7 手続きのフロー」とするが、必要に応じて、発注者は受注者に※1の資料作成を指示する。なお、資料作成に必要な費用（工事受注者が設計コンサルタントに外部委託した費用等）について技術管理費に別途計上する。委託する内容は受発注者協議による。

この他、発注者が別途契約している図面作成業務（単価契約）を活用して資料を作成することも可能である。